

## 平成25年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年11月27日
2. 招集の場所 可児市役所 5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年11月27日 午前10時41分 委員長宣告

### 4. 審査事項

審査事件名

請願第4号 リニア中央新幹線環境影響評価準備書に関する請願について

そ の 他

### 5. 出席委員 (7名)

委 員 長	山 田 喜 弘	副 委 員 長	板 津 博 之
委 員	伊 藤 健 二	委 員	小 川 富 貴
委 員	中 村 悟	委 員	酒 井 正 司
委 員	伊 藤 壽		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. その他出席した者

議 長 川 上 文 浩

### 8. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加 納 正 佳	総合政策課長	牛 江 宏
--------	---------	--------	-------

### 9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書 記	村 田 陽 子	議会事務局 書 記	熊 澤 秀 彦
--------------	---------	--------------	---------

開会 午前10時41分

委員長（山田喜弘君） では皆さんおそろいですので、ただいまから総務企画委員会を開会します。

請願第4号 リニア中央新幹線環境影響評価準備書に関する請願についてを議題といたします。

では、事務局に請願の朗読をさせます。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） 先ほど本会議場でも朗読がございましたが、改めて朗読をさせていただきます。

リニア中央新幹線環境影響評価準備書に関する請願。

平成25年11月19日、可児市議会議長様、請願者、可児市久々利1644-1、久々利自治連合会会長 田口誠一、紹介議員、板津博之、伊藤壽。

請願趣旨、平成25年9月20日に表記の準備書が縦覧開始され、準備書の内容、JR東海の説明会などにより、久々利大萱地区の2カ所を高架橋で約1,400メートル走行するという計画が明らかになった。

高架橋などのルート付近は、陶芸家が多く居住する自然豊かな里山集落で、県指定史跡大萱古窯跡群、牟田洞窯、釜七窯、弥七田釜の存在する場所である。

また、久々利大萱地区は、国指定の伝統工芸品である美濃焼発祥の地であり、安土桃山時代から志野焼に代表される美濃桃山陶が焼かれており、特に日本美術の代表作とされる国宝卯花塙（三井記念美術館蔵）は牟田洞窯で焼かれたと言われている。

つまり、この地域は陶芸の聖地であり、現在の自然環境や景観を保全することが、貴重な文化遺産と芸術活動として根づいている文化財産を守ることにつながる。

もし、リニア中央新幹線がこの地区を地上走行するようであれば、将来にわたり禍根を残すことになり、重大な問題になることが懸念されます。

請願項目1．リニア中央新幹線の環境影響評価準備書に示されている久々利大萱地区の2カ所の高架橋建設を取りやめ、地下トンネルとすることを国及び県に要請していただくこと。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） では、紹介議員である板津博之副委員長と伊藤壽委員がお見えになりますので、補足説明があれば発言をお願いいたします。

副委員長（板津博之君） 私、今回紹介議員としてこの請願を提出していただいたわけですが、まず、もう皆さんは、ほとんど経緯は前回の委員会でも執行部からの説明で承知されておるかと思うんですが、可児市内3カ所で既にJR東海からの説明があり、11月5日の締め切りをもってJR東海に対しての意見というのは締め切られ、それで昨日、新聞等にも出ておりましたが、JR東海からの今回の集約した意見書に対する見解書というのが公開をされ、JR東海のホームページ等でももう公開されております。

これを受けて、今回きょうここで、この委員会において、意見書というのをまた後ほど内容について審議していただくことになるわけですがけれども、もうこれは今朗読……。

〔発言する者あり〕

いずれにしましても、行政のほうからも既にJR東海側に対しては意見書も出されておりますし、先立っての委員会の中でも、保全趣意書というのも可児市長名義で作成されておりますので、これからはやはりオール可児で行政、それからもちろん地域住民の方、議会も一体となって、ぜひともこの地下トンネル化にするという部分で、一体となって動いていければいいかなというところが今回の請願の趣旨ともなっておりますので、その辺の趣旨に御賛同いただきまして、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） よろしいでしょうか。

では、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を希望される場合は、委員長に対して自由討議を求める動議を行ってください。委員会に諮り、賛同される委員がいらっしゃれば自由討議を行います。自由討議がなければ、討論を行います。

それでは討論を行います。

委員（中村 悟君） ごめんなさい。この問題ではなくて、討論というと、もうここで賛成反対の意見を言うだけの話ということですか。

〔「そうです」の声あり〕

質疑とかそういうのではなくて、やるんなら自由討議ということですか。

委員長（山田喜弘君） そうです。

〔「賛成、反対の」の声あり〕

委員（中村 悟君） だけということですか。

〔「請願採択に対する」の声あり〕

委員（伊藤健二君） 討論ですね。

〔「討論です」の声あり〕

請願に対する若干の討論をしたいと思います。

基本的に請願の趣旨並びに請願項目については、賛成ではあります。

そういう意味では、ぜひ採択をして、市との連携も含めて、より一層の中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に関する対応については、住民の意向がより強く正確に反映されるよう、市議会として努力をしていくという点で賛成であります。

若干の点について触れたいと思います。

請願趣旨中、請願者はこういう表現をされておりますので、それはそれとして了解しつつも、陶芸の聖地というような言葉であるとか等々について、字句の使い方については、ぜひ今後行われるだろう市議会としての意見書であるとか、あるいは決議案の取りまとめであるとか、そうしたことにおいては、市と歩調を合わせてより正確な表現に発展させたほうがいいだろうという点であります。

それからもう1点は、請願項目にかかわりますが、請願項目は、中央新幹線の環境影響評価準備書にかかわる今問題について、国及び県に要請をしてくださいという内容となっております。

私は、国と県に要請をすることもまず大事であります、同時にＪＲ東海、いわゆる本問題となっている事業計画について、やはり地域住民の声を事業主体者がしっかりと受けとめて、説明不足があればとことん説明をせよということも言うべきであろうし、地域住民の代表としての可児市議会がＪＲ東海に対し、やはり物を言うという立場も必要であろうということで、この辺の内容については、より発展的に対処していただきたいというふうに思うところであります。

そうした点を今後具体化することを念じつつ、本請願については冒頭言いましたように賛成ということであります。よろしく願いいたします。

委員（小川富貴君） 私、賛成反対は、一番最後に言います。

以前も一般質問でやっておりましたときに、この準備書ができ上がったときに、法にのっとって対処するという答弁をいただいております。

今回のこの動きについては、要するに環境影響評価法にのっとったものではなく、要は、こういった問題が起きてきた住民の声をどう生かしていくかというところでの市の行動であろうというふうに思います。

ただ１点、私が憂慮しておりますのは、要は、市も覚悟を持って趣意書というものをお出しになられたんだろうと思いますし、今後議会もこれをやるときには、覚悟を持ってやっていかなければ、当然通るものではないと思います。

その覚悟をするときに、トンネルの位置だとか土の排出場所等々を、私詳細に自分で考えて、地図を見てもみますと、御存じのように本当にウラン鉱と隣接している場所、美濃帯が眠っている場所、実にＪＲ東海はそのことも知っているわけです。

そこを掘るわけだから、その土の問題というものを憂慮した形で、ここを上へ出したということをＪＲ東海は言っているわけです。

そこを掘ったものを、可児市あるいは議会もトンネルにしろというふうにもしそこで言うのなら、それなりのまた覚悟も必要となってくるんですけど、そこら辺をしっかりと私たちも承知した上で、その上で、それでもこの計画はＪＲ東海の計画であるから、たとえ地上をトンネルにしたとしても、その土の処分について、問題がある土については、しっかりとＪＲ東海がすべきだということまでの覚悟を持った形ですべきだというふうに考えております。

何しろこの問題はＪＲ東海のほうから出てきた問題ですし、可児市としては協力できるところは協力しながら、地域の発展、それから将来の日本の発展も踏まえて考えていくというものもまぜ合わせて、賛成討論にさせていただきます。以上です。

副委員長（板津博之君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど伊藤委員が言われましたこの請願項目の部分で、国及び県に要請していただくことだけでは弱いのではないかとこの部分もおっしゃるとおりだとは思いますが、賛成の立場でするので別に反論ではないんですけど、まずは、出てきた請願に対して採択をしていただいた上で、この後、議会としての意見書という形でまた内容を精査していくことになるかと思

ますが、そのときにまたJR東海に対しての要請なり要望というか、いずれにしましても、11月5日にはもう締めで、意見書は締め切りされてしまっているものですから、今後この議会としての手続の中で、もちろん国なり県なりJR東海に対してどういう要望なりということをやっけていかなければいけないとは思いますが、まずはこの請願の趣旨を踏まえていただいて、ここで皆さんに採択をしていただくということが先決かというふうに私も思っておりますので、ぜひとも採択のほうでお願いをしたいと思います。以上でございます。

委員（酒井正司君） 賛成討論になると思います。

市の意見書に対して、非常に簡単なあしられ方をしたなあというのがまず第一印象で、このまま放っておけないなという、余計ファイトが湧いてきたなあという気持ちですが、まず先ほど伊藤健二委員がおっしゃった美濃桃山陶の聖地ということで、これはたしかにおっしゃるようにそんな認知された用語でもないし、ただむしろこれを価値として発信したいという強い思いがこの地にあるわけですね。

趣意書の空気よりはかなり現実的な表現ではないかと。空気はね、本当に苦労されてこういう表現になったかと思うんですが、これはもう少し地についた位置づけ、価値を見出したい、これを地域の財産として発信したいという思いなので、ぜひともこの言葉は入れて、しっかりと前向きに取り組んでいかなければと思います。以上です。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより、請願第4号 リニア中央新幹線環境影響評価準備書に関する請願についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第4号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第4号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

それでは、請願項目に基づき、意見書の作成を行いたいと思います。

作成に当たり、紹介議員の板津副委員長から意見書案の提出がありましたので、お手元に配付させていただいております。

では、板津副委員長に説明を求めます。

副委員長（板津博之君） それでは、早速意見書のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

今、請願第4号につきましては、採択をいただきましたので、今回この意見書を作成するに当たっては、紹介議員である伊藤壽委員と私とで文案をつくってみました。それに当たっては、もちろん請願の内容、それから市が出された意見書並びに趣意書の内容も包含したものであるというふうに理解していただければいいかなと思います。

お時間もございませんので、早速内容について私のほうで朗読をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」に関する意見書（案）。

可児市は東海旅客鉄道株式会社が示した中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価準備書において示された計画に対し、岐阜県を通じて史跡の環境保全や非常口の設置箇所の変更などを事業者へ要望してきた。

その要望に対し、平成25年11月25日に「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」が公表され、その中では準備書に示された計画でリニア中央新幹線建設計画を進めることが改めて示されている。

可児市内においてリニア中央新幹線が地上部を走行する計画となっている久々利大萱地区は、陶芸家が多く居住する自然豊かな里山集落で県指定史跡「大萱古窯群（牟田洞窯・窯下窯・弥七田窯）」の存在する場所である。

また、同地区は、安土桃山時代から志野焼に代表される「美濃桃山陶」が焼かれており、特に日本美術の代表作と評される「国宝卯花塙」（三井記念美術館蔵）は牟田洞窯で焼かれたと言われている。

つまり、この地区は美濃桃山陶の聖地であり、現在の自然環境や景観を保全することが、貴重な文化遺産と芸術活動として根付いている文化財産を守ることにつながる。

もし、リニア中央新幹線がこの地区を地上走行するようであれば、将来にわたり禍根を残すことになる。

また、大森地内に建設が予定されている非常口および換気用の建築物は、住宅団地に近接していることから騒音・振動による住環境及び景観、さらには付近のため池の機能が損なわれる。

以上のことから、次の項目について要望する。

- 記1．久々利大萱地区において地上部を走行する計画を変更し、地下トンネルとすること。
- 2．大森地内に建設が予定されている非常口および換気用の建築物を地域住民の住環境への影響が軽減され、ため池の機能が損なわれない位置へ変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

日付はまだ未定でございます。

岐阜県可児市議会。内閣総理大臣 安倍晋三様、環境大臣 石原伸晃様、文部科学大臣 下村博文様、文化庁長官 青柳正規様、国土交通大臣 太田昭宏様、岐阜県知事 古田肇様。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） では、ここで暫時休憩といたします。

内容を御精読いただき、御意見があれば伺いたしたいと思います。

休憩 午前11時02分

委員長（山田喜弘君） では、会議を再開します。

では、板津副委員長のほうから補足の説明をしていただきます。

副委員長（板津博之君） それでは、意見書の内容についてですが、先ほど私の説明の中で、要望項目の2番目の、大森の非常口に関する部分の説明が抜けておりましたので、改めて補足説明をさせていただきます。

今お手元にある10月21日付の可児市リニア中央新幹線対策協議会から出されておる意見書の内容の2項目めに大森非常口についてという部分、 から 番まで書いてあるわけですが、この内容を踏まえて、請願第4号には大森の非常口の件は記載されておりませんでした。今お示ししましたこの3自治連合会、可児市リニア中央新幹線対策協議会のほうからの意見書には大森の非常口についての要望が入っておりますので、可児市議会として出すこの意見書については、その大森の非常口の部分も追加をしたという経緯がございますので、それは補足させていただきます。

それと、この内容の部分で、以上のことから次の項目について要望するという部分がありますが、この文言では国に対して働きかける、いわゆる地方自治法第99条の規定の部分で、相手先は国、県というところになっておりますので、内容的にはちょっとこのままではまずいかと思いますので、例えば「以上のことから次の項目について」R東海側へ強く働きかけていただくことを要望する」というような文言に変更をさせていただきたいというふうに思っておりますので、また細かい部分については、正・副委員長のほうで修正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長（山田喜弘君） では、この意見書（案）の趣旨に賛同していただき、本会議場に上程するための文言及び提出先の調整については、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

本会議上程前にこの意見書の最終案を電子メール等でお知らせいたします。

本会議には発委として提出します。

それではお諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

ここで、議長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

議長（川上文浩君） ありがとうございます。

これはやはり議長としてですけれども、市長も昨日、東京のほうへ陳情活動に行っておりまして、議長とすると、議会の何らかの動きがないとこれは勝手に動けないもんですから、

ちょっと早めていただいたということで、お願いしたという経緯があります。

あとそれともう1点ですが、市長が出しております趣意書がお手元にあると思いますけれども、この趣意書に関しまして、議会として市長からも後押しが欲しいということになっておりますので、ぜひ決議を議会としていただけると非常に力になるということできょうもお話しただいておりますし、全体をもってこの問題を議会と執行部とともに取り組んでいきたいという市長の思いがありますので、そういった思いに応えるためにも、趣意書の決議もあわせてお願いしたいと思っておりますけれども、委員長、いかがでしょうか。

委員長（山田喜弘君） 今、議長から発案についてありましたので、議長に対して何か御質問があれば発言をしていただきたいと思います。

質疑があれば、ありませんか。

委員（小川富貴君） これは、執行部の長である市長の趣意書ですね。その趣意書に対して、議会として決議ということは具体的にどういうことになりますか。

議長（川上文浩君） この美濃桃山陶の聖地、大萱の里の保全趣意書に関して、ここの一番下段にあります可児市長 富田成輝という名前の下に、可児市議会議長 川上文浩が入って、市長としても議会の後押しもあって陳情活動をしているということで、これは許認可がおよそ6月ごろに出る予定ですが、時間が限られておまして、一日も早いそういった行動をしたいというような市長の思いもありまして、それで早速、きのう急遽日程を調整されて東京まで出向かれたということで、私のほうにも議会もというような話はあったわけですが、議会としては何ら決議も意見書も、今回請願を受けましたけど、決議もされていないところで、議長が勝手に一緒に行って陳情活動をするというのも、皆さん方の、議会の意思を無視した行動になりますので、これはきっぱりお断り申し上げました。

そういった意味では、この趣意書に関して皆さん方で御決議いただけると、市長のそういった行動に対して、議会も一緒になってこの問題に取り組んでいるよということで、今はこの問題を何とか、三井記念美術館でも展示は終わりましたけれども、美濃桃山陶ということで卯花壇の展示をやっておりましたし、そういった意味でも、全体に一刻でも早く広めたいというのが市長の考えでありますし、議会としてもこの問題を可児だけの問題ではなくて、全国各地に散らばっている陶芸の皆さん方、そして、そういった方々の聖地としての取り扱い方にも注目があるということで、一刻も早い動きをしたいというふうなことがありまして、こういった動きになっておりますものと、私も陳情活動にともに行きますし、個人的にこれが決定されれば動けるということになりますので、そういった場合に、市長との連名の趣意書というの、一つ一緒に意見書とともに出せばいいなというふうに思っておりますが、意見書に関しましては御存じのように、国、県へ働きかけるものであって、議会の意思とはなるわけですが、趣意書に対して同意するということは、議会の意思決定ということになりますので、そういった旨を含めてお願いできたらなあというふうに思っております。

委員（小川富貴君） 趣意書は、市長が出したものに連名で議長の名前が具体的に入るということになるわけですか。



要するに、かなりもうJR東海は決定しているつもりだと思います。

本当に先ほどじゃないけれど、誤差がない限りは動かさないというような意思を示しているところで、これを変えたい、変えていきたい、市民の意思を通していきたいという覚悟がかなり要するところであろうかと思うんですね。

どこでどういうふうに必要なのかしらというふうに思って、私、何度もこれ読み直して、将来にわたって禍根を残すってというような言葉が書かれています。じゃあ、どういう禍根なのということをしちっとやっぱり把握もしなきゃいけないだろうというふうに思うんですけど、議長にお尋ねするところなんですけれども、いろんなさっき言ったりリスクも当然起きてくるわけですね。そういうウラン鉱だとか重金属の問題、可児市でじゃあ扱ってくれるのかというような当然問題が出てくると思うし、最初から計画のやり直しになると言っているんです、リニア中央新幹線はもしここをこうやるとすれば。

多大なそういったものが出てきたときのリスクも含めて、ひっくり返せるような蓋然性、確率みたいなものをある程度持っていらっしゃるんでしょうか。どういうところをどういうふうにして、どういうふうにして押さえていったら、どういうふうな道筋になって、蓋然性としては、どのくらいの形でこれをひっくり返していけるんだろうかみたいな、見込みみたいなものは。

議長（川上文浩君） ありがとうございます。

見込みといわれると非常に不明確なものしかありませんけれども、やはり先ほど小川委員が言われたように、これを推し進めるイコール黄鉄鉱の問題だと思うんですけども、残土のことも考えなくちゃいけなくなってくるだろうというふうには思うんですが、今はその状況ではないということと、やはりどこまでじゃあ広げられるのかということ、やはり我々可児市民一体となってこの問題に取り組んでいるという姿勢を示すこと。それは、国に、県に、そして全国の国民に対して示すことによって、この文化的価値がある部分に対してどう対応していくのかということが、非常に大きな問題になってくると思います。

ただ、JR東海側とすると、我々のこの要求に対して、それをのんだ場合のリスクというのは彼らもあるわけですので、今もう環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解が発表されて、一歩たりとも引けないような状況です。ここを認めてしまうと、いろんなところでそういう意見が出る。今後は、また名古屋から大阪までの間でもいろんな問題が出てくる可能性があるんで、慎重に取り扱うであろうというふうには思われますけれども、今我々がやれることをしっかりとしたポジションでやっていくということが大前提であって、やはりこれからどういった広がりを見せるかということとはわかりませんが、市長もいろんなところに、文化庁を含めて、芸術家も含めた中で、いろんなところで今お話を準備されているところです。

そういったところで、私の立場からすると、もう一回説明させていただくと、意見書を持っていくのではなくて、やはりこの趣意書で賛同をお願いしたい、署名や御一言を賜ればということと一緒に回れる、一緒に活動できるということは、非常に大きいであろうと思いま

すし、そういった今うねりをつくる時期だなあというふうに思っています。

ただ、限られた時間の中ですので、あとそれほどたくさんの時間はないというのは御存じだと思っただけですけども、そういった中でできることを確実にやっていく上で、非常に必要なことだというふうに私も認識しておりますので、委員会のほうで何とか御理解いただいて、趣意書を決議に持って行っていただければというふうに思っております。

お答えになったかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。

委員（酒井正司君） 趣旨はよくわかりますし、内容においても何ら反対する理由はありませんが、ただ手続においてこれが案となっていない部分、それから市長名になっている、そこに追加という形になるかと思えますね。

やはり、オール可児でやりたいということも理解しますし、もし議会が賛同しなければ市長独自でやられるという運びだろうと思うので、それはまたある意味残念なことであります。

ただ、できればこういう委員会に出すものに関して言えば、やはりここに案として議長名も同時に入れて出されるのが本来あるべき姿ではないかと、その辺感想として申し上げておきます。

委員長（山田喜弘君） ほかにありませんか。

委員（伊藤健二君） 意見も含めて意見表明でいいですね。

委員長（山田喜弘君） 議長に対する質疑や疑問点があれば。

委員（伊藤健二君） 疑問点。

委員長（山田喜弘君） 討論は後でやりますので。

委員（伊藤健二君） 討論ですか、いや、討論……。

今、議論は酒井委員から出しましたが、議長の趣旨は理解したんです。要するにこれを決議していききたいということなんで、そういう手続論でいうと、決議文案としての取り扱いをして順番に手続を踏んでいくという、質疑をやって討論をやってということですね、委員長の今のお考えは。

じゃあ、ちょっと発言はとめます。特別な質疑はありません。

委員（小川富貴君） 議長、この趣意書は富田市長の意志をもって書かれた趣意書です。

ここに連名ということについて、連名の趣意書、ないしは富田市長だけの趣意書、ないしは議長だけの趣意書というような展開してあり得るというふうにお考えになりますか。

議長（川上文浩君） そうですね。今酒井委員が御指摘されたように、きょうはこの趣意書をもって、我々とするこの趣意書を採択してほしいということで、これを決議してもらえると、ここに自然に名前が載っていけるんだらうなあというふうに思っていましたけれども、そうでなくて、最初から案として提出しろということになると、基本的にはこの保全趣意書に対する可児市長 富田成輝の下に、可児市議会議長 川上文浩の名前が入るということで、私はこれ、一言一句別に変える必要はないというふうに思っていますので、市長と同じ意味でこの趣意書をもって決議とかえるという方向でできたら最善であろうというふうには捉えています。

委員（小川富貴君） それで、お聞きした内容は、一つの趣意書というのの名前が市長だけのものもあるのか、それとも全てが連名になってくるのか、そこら辺は執行部にもお聞きしたいところです。

議長（川上文浩君） 市長ときょう話をしてきまして、現状、富田成輝市長の名前だけの趣意書に対して、議会の名前が入ることを望んでおられるという発言がありまして、その後押しをしてほしいということでしたので、今後はせつかく両方で、議会がこれを決議をしたとなると、富田成輝市長の名前だけの文とか、私の議長だけの名前の文とかが行くことはないというふうには思いますので、連名でこれからは出ていくんだろうというふうに私は捉えておりますけれども。

委員長（山田喜弘君） ちょっと、暫時休憩させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時49分

委員長（山田喜弘君） では、会議を再開します。

質疑を終了したいと思いますけど、ほかに御発言ないでしょうか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

委員（伊藤健二君） 日本共産党可児市議団は、このリニア中央新幹線建設計画に基本的に反対をしています。

その立場から物事を見るとときに、今提案されたこの保全趣意書については、どうするかということが大変検討を要する問題となります。

1つは、この保全趣意書が、久々利大萱地区が美濃桃山陶の聖地になるということを指摘して、かけがえのない地区であり、これを後世に引き継いでいく上では、リニア中央新幹線の計画が現状のままでは余りにも大きな代償を求めてくるということでありまして、つまり、聖地が聖地でなくなる危険すら潜んでいるという点で、そうしたことを指摘をして、これをぜひ聖地として後世に引き継いでいけるように保全をせよということを強く求めているという点で、まず大変大きな意義がある内容だというふうに思います。

我々のリニア中央新幹線建設計画自体に反対をしている立場から見ますと、ではリニア中央新幹線計画を了として可児市議会が議決をするのかという声がややもすると出るやもしれませんが、そういうことではないというふうに私は理解をしました。

もし、JR東海がリニア中央新幹線をあくまでつくりたいというのであれば、少なくともこの可児市における建設計画の内容については、文化財の破壊につながらないよう最大限の措置をとるべきだと、単に配慮をするというレベルではなくて、必要な措置をとらなければならないということを強く求めているということでありまして、リニア中央新幹線建設の賛

否とは別にして、文化財の保護が最大全面に出た内容だろうというふうに理解をし、その趣旨に賛成をすべきという市議会議員としての立場を踏まえて、この保全趣意書については賛成をすべきだというふうに考えました。

以上の理由で、リニア中央新幹線それ自体には反対であります。つくりたいと言っている事業主体が存在する以上、そのつくる内容については適正なものにすべきであるという当然の立場から、この保全趣意書について賛成をし、議長が名前を連ねて、社会的に世論を盛り上げてもらうことに期待をするものであります。よろしくお願ひしたいと思います。以上。委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより、総務企画委員会発委で、議長が美濃桃山陶の聖地、大萱の里の保全趣意書に連署する決議案を採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、この決議については全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

それでは本会議において、総務企画委員会発委として発案をいたします。

では、そのほかに皆様のほうから報告すべき事項などありませんでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

以上で、本日の総務企画委員会の案件は全て終わりました。

これで終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

これで、総務企画委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年11月27日

可児市総務企画委員会委員長